

『するが有度山麓9条の会』NEWS

長引くウクライナ侵略 ロシア軍の撤退をどう実現するのか

豊田在任 小見山正博

私は以前公務員をしていたことから、国公・静岡九条の会に所属しています。今コロナ禍で、月に一度の街中でのビラ配布行動も出来ずに過ごしています。この間に、ロシアのウクライナ侵略が開始され、甚大な破壊と犠牲が積み重ねられ、出口の見えない状況となっています。

そんな中、「学習の友」という月刊誌(労働者・労組の学習交流誌)の読合せ学習会が6月10日にあり、私も出席させていただきました。今回は「ロシアのウクライナ侵略から考える」という記事を読合せ、そのあと自由討論をしました。その内容がなかなかでしたのでチョット紹介してみます。

○最近ニュースでロシア軍艦が津軽海峡を通過したとの報道があった。法的には何の問題もないのだが、自衛隊がそれを監視行動したという報道に、庶民は敏感なのだ。「領土に入ってくるな」となるのだよ。

○ロシアの侵略を解決するための方策というのは、どうすべきか。今は、ウクライナが対抗するため武器を取り寄せて、あとは経済制裁をやっているだけだ。それって、戦争を長期化させるだけの方策と考えるし、本来は、アメリカとかがロシアときちんと話し合いをする努力をすべきと思うのだが。

○武器商人が、「コロナ禍でもあり丁

度いい。」と思っていて、欧米も武器の需要があるので、戦争をさせているということがあるのではないか。

○ゼレンスキー大統領が、一生懸命武器よこせと言うのも違和感がある。気持ちわからなくてもないが、軍産複合体がどんどん大儲けしている。その状況をズーとつくりうとしていく勢力もある。早期に戦争を止めさせていくための明確な方策を主張していく必要があると思うよ。

○国際世論で対抗といっても、やはりアメリカが動かないとだめだ。核戦争ということもあり重要だ。

○アメリカがウクライナ問題での平和交渉のリーダーシップを!との主張は、まだ世論として大きくなっていない。

○サンデーモーニングでもそういう主張があったよ。

○アメリカは、最初から軍事介入しないと言っていた。だからロシアが仕掛けたと云うことになるのでは。

○この戦争を上手く利用している勢力があるということだ。

○アメリカは、国内で銃撃事件が多発しても銃を規制できない国で、軍備輸出で儲ける国だ。それを(戦争を)終わらせるように国際的に詰めることになるが、具体的にはどうするのかね。

○価値観外交で、中国はあちら側とし、中国封じ込め戦略を合理化するのにも利用しているね。

○改憲勢力も惨事型便乗で、これを機に『敵基地攻撃能力』向上、軍事増強と、

利用している。

一日でも早くロシアの暴力を終わらせること。便乗軍拡を許さないこと。ここに世論の力の集中が必要だと、私も思った次第です。

「またも「集団的自衛権」が口実のロシアによるウクライナ侵略、そして憲法9条

歯科医師 山田美香

ロシアによるウクライナ侵略は、ロシアが国家承認したドネツクとルハンツクの両人民共和国からの軍事支援の要請に基づき実施されたロシアは主張する。根拠は国家承認時にロシアとの間で締結された協力協定での集団的自衛権の行使とされている。両人民共和国は2014年当時にロシア系住民がロシアの軍事支援を受けて武装蜂起して宣言したもので

国際的にも認められていない「傀儡国家」でウクライナからはテロ組織とされている。しかもその「産みの親」でもあるロシアが国家承認したのは結成されてから8年もたった今年2022年2月21日、ウクライナ侵略のわずか3日前であったので侵略の口実としての国家承認は見え見えである。

アメリカによるベトナム戦争もグレナダ侵略も、旧ソ連によるハンガリー動乱もチェコスロバキア侵略もアフガニスタン侵略も全て「集団的自衛権」が口実とされてきた。その抛り所は軍事同盟・軍事条約にあるが、今回の要請元の国家とされるのは「傀儡国家」で、その承認は

前述したように侵略の3日前だというので、白々しくあまりにもお粗末すぎると言わざるをえない。

主権ある国家への軍事侵攻がまさかこの21世紀になっても行われたのは驚きである。それを繕う「集団的自衛権行使」という「口実」でも侵略の正当性は国際社会では何ら通用しない。その諸悪の根源である「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を日本は2014年に行ってしまった。憲法9条をもつ国として恥ずべき行為である。

内閣法制局長官であった故高辻正巳は、ベトナム戦争が激化し始めた1965年3月の国会答弁で「他国が(武力による)攻撃を受けた際、日本が国民の安全と生存が害されることがないにもかかわらず(攻撃を受けた)他国のために武力を行使して一種の紛争を解決するのは憲法第9条に照らして許されないのではないかとベトナム戦争への自衛隊派兵検討をめぐり答弁している。また翌年の1966年3月の朝鮮国連軍をめぐる国会答弁でも高辻は「朝鮮国連軍への自衛隊参加が憲法第9条に違反するのは極めて明白である」と答弁している。

ベトナム戦争当時の故佐藤総理はアメリカからの自衛隊ベトナム派兵要請に憲法9条を盾に要請を断り、アメリカも日本立場を理解しそれ以上の要請は行わなかったという話を聞いたことがある。ベトナム戦争への参戦を止めた9条、今その9条が危うい。何としても9条を守り抜きたい。